



ジャノメエリカ

ハンズ通信

編集発行

TOUGH SHOP 広島
代理店 株式会社ハンズ

〒730-0051
広島市中区大手町3丁目7-2
TEL. 082(544)6311
FAX. 082(544)6312

12月 (師走) DECEMBER

日	・	12	26
月	・	13	27
火	・	14	28
水	1	15	29
木	2	16	30
金	3	17	31
土	4	18	・
日	5	19	・
月	6	20	・
火	7	21	・
水	8	22	・
木	9	23	・
金	10	24	・
土	11	25	・

12月の税務と労務

- 国 税** / 給与所得者の年末調整
今年最後の給与を支払う時
- 国 税** / 給与所得者の基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書・保険料控除申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出
今年最後の給与を支払う前日
- 国 税** / 11月分源泉所得税の納付
12月10日
- 国 税** / 10月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等) 1月4日
- 国 税** / 4月決算法人の中間申告
1月4日
- 国 税** / 1月、4月、7月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合)
1月4日
- 地方税** / 固定資産税・都市計画税(第3期分)の納付
市町村の条例で定める日
- 労 務** / 健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届
支払後5日以内

ワンポイント 税務調査資料のe-Tax提出

来年1月から、税務調査等の際に調査担当者等から提出を求められた資料(帳簿書類・請求書・納品書などの写し)について、e-Taxによるオンライン提出が可能となります。提出形式はPDF形式が予定されています。これにより、資料を印刷する手間や、税務署へ持参する時間、郵送費用などが解消されます。

金融機関の信用判定

～日本政策金融公庫・国民生活事業を中心に～



新型コロナウイルス感染症蔓延への対策として政府は、これまでになく制度融資等での資金調達支援を行っています。当初の制度融資では要件が重視されていましたが、現在では徐々に従前の審査体制（内容重視）に戻りつつあります。一方、中小企業側はコロナ対策として借入を行った企業でバランスシートを悪化させているところが多くなっています。加えて、損益計算書上でも、コ

ナ禍以前の業績不信の悪化要因の存在感が大きくなってきており、今後の資金調達をより難しくしている企業もあります。

資金繰りのためお金を借りる事は、ある意味、劇薬を使うことに似ています。非常に苦しい状況を乗り越えるには必要な薬ですが、利用した後に事業改善や事業再構築の努力をおざなりにしてしまつと、どんどんと資金が流出して財務体質を毀損していきます。

そして、企業経営の安定性が失われるとともに、金融機関からは「支援しにくい」企業になってしまいます。

アフターコロナ社会を展望した中小企業の自己変革や事業改善が望まれますが、今回、制度融資の中心的担い手である日本政策金融公庫・国民生活事業（以後、政府系金融機関）が「後押しする企業」をどのように見ているのか、考えてみましょう。

一 政府系金融機関の融資担当者

中小企業経営者の方から「融資を申し込んだが申込金額どお

り借りられず減額された」とか「借入ができなかった」という声を聞きます。そして「その理由がどうもよく分らない」。融資担当者（以後、担当者）から、赤字が解消されたら貸しましょうとか、売上がいまの××%伸びたら融資には応じられます」とも言ってくれない」と。

さらに、どうしても理由が知りたく申込者が追及すると、担当者は「総合的に判断しました」とか「総合的判断の上で」という説明で、というか、これ以上のことば通常言いません。

総合的判断の意味することの説明の前に担当者の行動を長年、企業側に立って政府系金融機関担当者や折衝の経験のあるコンサルタントAさんから伺った話を元に紹介しましょう。

二 融資担当者の判定に至る作業とは

- ① 政府系金融機関では通常、中小企業者より融資申込書及び申込関係資料（決算書等）を預かります。
- ② 申込書類は、支店内で各担当者に無差別に割り当てら

れ、後日、担当者と中小企業者の面談となります（資料確認のほか、追加資料の請求がある場合もあります）。

③ そして、一〜二週間をおいて申込者の企業を再訪し再度面接（資料確認、観察）し、その後、結果通知となります。これだけの決まった行動、それで果たして客観的に企業を判定できるのか？ A氏も初め頃は疑問を持ったと言います。

融資申込みがあつてから融資決定まで一か月以内が原則で、担当者はかなりの申込み件数をこなします。これを可能にしているのは、政府系金融機関の相当量の情報収集と担当者への教育訓練、人事を始めとする組織力です。

政府系金融機関の情報収集力にはA氏も、思わずうなづいてしまうところがあります。例えばA氏が、顧問先会社B社長と申込みを同行し、担当者との話し合いを聞いてみると、B氏の会社設立に至る動機から、三年後、五年後、一〇年後とB社の成長過程等を踏まえての核心をついた質問

には、A氏自身のコンサル業にも参考になるそうです。

そして、行われた面談の内容は勿論、担当者の感想、交渉状況が記録に追加されます。

終局的には、担当が一連の作業後、報告書を上司に回付し判定に至ります。

三 融資担当者の判定の考察は

政府系金融機関担当者から融資判定基準の話が聞けないことについて、メガバンク東京・丸の内支店長経験者のO氏に話すと、O氏は自身の融資判断とした上で、次のように説明します。

安定しながら生き残っていく企業は殆どありません。そこで、融資基準を設けて判断していくこととなります。つまり、成長性、安定性、社会性の三つの基準を設定し、総合的に検討します。

具体例で説明します。甲社は、地方の鉄道会社です。住民の足として社会性があり、業歴の長さから安定性があります。しかし、成長性には疑問符が付く。乙社は、ゲーム機メーカー兼店

舗展開の会社です。社長は会社発展には営業だ、営業の身はどうでも良い。安定性・社会性は…。

結果は、甲社は三基準の二つをクリア、乙社は一つクリア。基準を二つクリアしていれば融資を実行します。

さて、政府系金融機関（民間金融機関も含む）は、企業の総合的把握をどのような方法でしているのでしょうか。

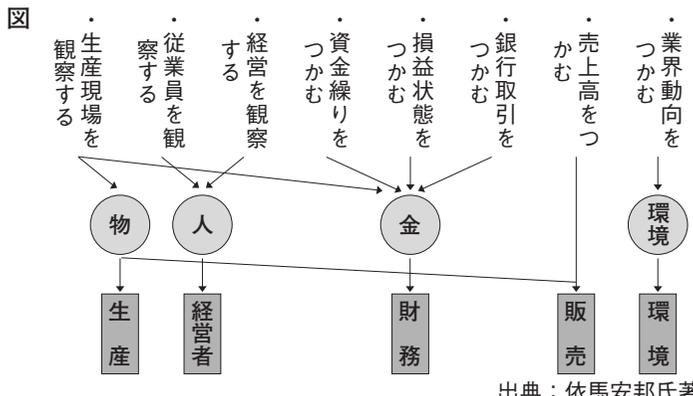
図を見ていただくと分かり易くなりますが、結局は色々な要素のバランスを見て、総合的に判断するということでしょう。

① 企業は、内部要素である人、物、金の三要素から成り立っています。この三つの構成要素と外部要因である環境を分析して、総合判断する方法を採ります。

② 企業活動を生産、販売、財務の三つの部門に分け、環境の影響と経営者を加味し、総合判断する方法もあります。このような分け方をして、総合判断するとき、各部門にどのくらいどのウエイトをかけて評価したらよいかは担当者により若

干の違いはあると思います。いずれにしましても担当者の申込金額の減額や借入を断る理由は、単純・明確にできず「総合的判断の上」ということに落ち着くのではないのでしょうか。

※ 経営コンサルタントの中には、従業員一〇名や二〇名の中に



信用判定の際の部門ウエイトの置き方

(人・物・金・環境のそれぞれウエイトの置き方です。規模が小さくなるほど「人」への割合が大きい。)

	人	物	金	環境
大企業	25	25	25	25
中企業	40	20	20	20
小企業	60	15	15	10

※ 某銀行支店長 120 名からのアンケート

企業は経営者のウエイトが九〇%以上を占めるとする意見を持つ人がいますが、そのことは自身のコンサルの企業への接し方に過ぎず、一般的な金融機関の融資判断とは異なります。

令和三年分の 年末調整の ポイント

年末調整は、給与の支払者が給与の支払いを受ける一人一人について、毎月の給与や賞与などの支払の際に源泉徴収した税額と、その年の給与の税額について、納めなければならぬ税額（年税額）とを比べて、過不足を精算するものです。

◎令和三年分の主な留意点

1 税務関係書類における押印義務の見直し

行政のデジタル化推進に向け令和二年七月に閣議決定された「規制改革実施計画」において、行政手続きの押印廃止が盛り込まれ、税務関係書類も令和三年四月一日以降、一定のものを除き押印が不要となりました。これにより扶養控除等（異動）

申告書などの年末調整の際に使用する書類についても、従業員等の押印は要りません。

2 年末調整申告書を電磁的方法（電子データ等）で提供する場合の税務署長の承認不要

従来は、年末調整申告書を従業員から電子データで受付・回収する場合、事前に税務署へ「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」を提出し、承認を受ける必要がありました。しかし、申請の手間や、申請してから運用まで一定の期間が掛かることからタイミングが合わず電子化を見送る会社もありました。

そこで、令和三年度税制改正により令和三年四月一日以降に



提出する分から次の申告書に關して、事前承認が不要となりました。

・給与所得者の扶養控除等申告書

・従たる給与についての扶養控除等申告書

・給与所得者の配偶者控除等申告書

・給与所得者の基礎控除申告書

・給与所得者の保険料控除申告書

・給与所得者の住宅借入金等に関する場合の所得税額の特別控除申告書

・所得金額調整控除申告書

・退職所得の受給に関する申告書

・公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

なお、電子データで回収等する場合、電磁的方法による提供を受けるために必要な措置や電磁的方法により提供する者の氏名を明らかにするための必要な措置を行う必要があります。

3 e-Taxによる申請等の拡充
税務署長等に対する申請等のうち e-Tax によりその申請

等に係る書面に記載すべき事項を入力して送信することができないものについて、書面による提出に代えて、スキヤナにより読み取る方法等により作成した電磁的記録（いわゆる「イメージデータ」）を送信することにより行うことができるようになりました。

4 新型コロナウイルスに伴う休業手当

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律の規定に基づき、会社から休業手当を受け取っていない雇用保険法の被保険者に対して国から直接給付される新型コロナウイルス感染症対応休業支援金については、同法の規定により租税は課されないもので、年末調整の対象となる給与の総額に含めて計算する必要はありません。

一方、会社が従業員を休業させ、従業員に「休業手当」を支給した場合は、前記のような非課税規定はないため、支給の際に所得税の源泉徴収を行う必要があり、年末調整の対象となる給与の総額に含めて計算する必要があります。

所得控除額一覧表（抜粋）

【社会保険料控除額】 支払った又は給与から控除された社会保険料の合計額			
【小規模企業共済等掛金控除額】 （独）中小企業基盤整備機構に支払った共済掛金（旧第二種共済掛金は生命保険料控除の対象）、確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済掛金との合算額			
【生命保険料控除額】			
保険等の種類	旧契約 ※1	新契約 ※1	両方適用する場合
一般の生命保険料	最高 5 万円	最高 4 万円	最高 4 万円 ※2
個人年金保険料	最高 5 万円	最高 4 万円	最高 4 万円 ※2
介護医療保険料	—	最高 4 万円	—
合計適用限度額	最高 12 万円		
※1 旧契約とは、平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等、新契約とは、平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等をいいます。			
※2 一般の生命保険料及び個人年金保険料の控除額の計算において、新契約と旧契約の両方を支払っている場合でも、旧契約分のみ計算した場合の控除額（最高 5 万円）が、両方がある場合の控除額（最高 4 万円）よりも大きい場合には、旧契約分のみ適用を受けることにより、最高 5 万円の生命保険料控除を受けることができます（この場合であっても、合計適用限度額は最高 12 万円です）。			
【地震保険料控除額】			
$\left(\begin{array}{l} \text{地震保険料の額(最高 50,000 円)} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{旧長期損害保険契約の支払保険料} \\ \text{① 10,000 円までの場合……支払保険料の全額} \\ \text{② 10,000 円を超える場合} \\ \text{……支払保険料} \times 1/2 + 5,000 \text{ 円} \\ \text{(最高 15,000 円)} \end{array} \right)$			
※地震保険と旧長期損害保険の両方の控除額がある場合は、その合計額（最高 50,000 円）			
障害者控除額	障害者 1 人につき……270,000 円 特別障害者 1 人につき……400,000 円（同居特別障害者の場合 750,000 円）		
寡婦控除額	270,000 円（いわゆる「ひとり親」に該当せず、合計所得金額 500 万円以下の者。夫と死別の場合は扶養親族要件なし、夫と離婚の場合は扶養親族要件あり）		
ひとり親控除額	350,000 円		
勤労学生控除額	270,000 円		
配偶者控除額	一般の控除対象配偶者	最高 380,000 円	
	老人控除対象配偶者	最高 480,000 円	
配偶者特別控除額	配偶者の合計所得金額が 48 万円超 133 万円以下	最高 380,000 円	
扶養控除額	一般の控除対象扶養親族	16 歳以上 19 歳未満	380,000 円
		23 歳以上 70 歳未満	
	特定扶養親族	19 歳以上 23 歳未満	630,000 円
	老人扶養親族	同居老親等以外	480,000 円
同居老親等		580,000 円	
基礎控除額	最高 480,000 円		
<p>※ 控除対象配偶者、控除対象扶養親族……所得者と生計を一にする配偶者その他の親族、都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）及び養護老人のうち、所得金額の合計額（繰越損失控除前）が 48 万円以下の者（青色事業専従者又は白色事業専従者とされる者を除く）。</p> <p>※ 特定扶養親族……控除対象扶養親族のうち、平成 11 年 1 月 2 日から平成 15 年 1 月 1 日までの間に生まれた者（年齢 19 歳以上 23 歳未満の者）。</p> <p>※ 老人控除対象配偶者、老人扶養親族……昭和 27 年 1 月 1 日以前生まれ（年齢 70 歳以上）の控除対象配偶者、控除対象扶養親族。</p> <p>※ 同居特別障害者……控除対象配偶者や扶養親族が、特別障害者に該当し、かつ、その者が所得者又は所得者と生計を一にする親族のいずれかと同居を常況としている者。</p> <p>※ 同居老親等……老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属で、所得者又はその配偶者のいずれかと同居を常況としている者。</p>			

◎税額控除である「住宅借入金等特別控除」については、給与所得者の場合、確定申告をした年分の翌年以降の年分に、年末調整で適用を受けることができます。

雇用保険 就職促進給付の概要



雇用保険制度では、労働者の生活および雇用の安定を図ることや、求職活動を容易にするこ
と等のために各種の給付が行わ
れています。
今回は、雇用保険の給付のう
ち、「就職促進給付」について
説明します。

一 失業等給付の体系

雇用保険の給付等は大きく分けると、「失業等給付」、「育児休業給付」、「雇用保険二事業」に分類できます。

このうち育児休業給付は、以前は失業等給付の中の雇用継続給付として支給されていましたが、令和二年四月より失業等給付とは異なる給付体系として分離されました。

失業等給付は、さらに次の四つの給付に分類することができます。失業中に支給される基本手当（「失業手当」と呼ばれることありますが、正式には「基本手当」といいます。）は、求職者給付のうちのひとつです。

- (1) 求職者給付
- (2) 就職促進給付
- (3) 教育訓練給付
- (4) 雇用継続給付

二 就職促進給付

就職促進給付は、複数の手
当等から成り立っており、次
のように細分化されます。
① 就職促進手当

再就職手当

- a 再就職手当
- b 就業促進定着手当
- c 就業手当
- d 常用就職支度手当

③ ② 移転費

- a 広域求職活動費
- b 短期訓練受講費
- c 求職活動関係役務利用費

① (一) 再就職手当

再就職手当は、基本手当の受給資格がある方が安定した職業に就いた場合であって、一定の要件に該当する場合に支給されます。なお、安定した職業に就いた場合とは、雇用保険の被保険者となる場合や、事業主となって、雇用保険の被保険者を雇用する場合などが該当します。

② 要件

複数の要件があるため、ここでは一部のみを取り上げます。

詳細は公共職業安定所や厚生労働省のホームページ等に公開されているリーフレットにてご確認ください（以下に触れる手当等についても同様）。

- ・ 基本手当の支給残日数が所定給付日数の三分の一以上ある
- ・ 離職した前の事業所に再び就職したものでない
- ・ 再就職先に一年を超えて勤務することが確実である

③ 支給額

所定給付日数の三分の一以上の支給日数を残して就職した場合は、支給残日数の六〇%、三分の二以上の支給日数を残して就職した場合は、支給残日数の七〇%を基本手当日額に乗じて得た額です。

① (二) 就業促進定着手当

概要

再就職手当の支給を受けた方が、引き続きその再就職先に六か月以上雇用され、かつ、再就職先で六か月の間に支払われた賃金の一日分の額が雇用保険の給付を受ける離職前の賃金の一日分の額（賃金日額）に比べて低下している場合に支給されます。

② 支給額

（離職前の賃金日額×再就職の日から六か月間に支払われた賃金額の一日分の額）×

再就職の日から六か月間内における賃金支払基礎日数により求めます。

③ 就業手当

概要

基本手当の受給資格がある方が、再就職手当の支給対象とならない常用雇用等以外（例えば、一年を超えて引き続き雇用される見込みがないなど）の形態で就業した場合であつて、基本手当の支給残日数が所定給付日数の三分の一以上かつ四五日以上あり一定の要件に該当する場合に支給されます。

② 支給額

就業日数×三〇％×基本手当日額となります。

① ④ 常用就職支度手当

概要

基本手当の受給資格がある方（基本手当の支給残日数が所定給付日数の三分の一未満である方に限りません）、高年齢受給資格者、特例受給資格者又は日雇受給資格者のうち、障害のある方など就職が困難な方が安定した職業に就いた場合に、一定の要件に該

当すると支給されます。

② 支給額

九〇（基本手当の支給残日数が九〇日未満である場合には、支給残日数に相当する数（その数が四五を下回る場合は四五））×四〇％×基本手当日額となります。

① ⑤ 移転費

概要

受給資格者等がハローワーク、特定地方公共団体または職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又はハローワークの所長の指示した公共職業訓練等を受講するため、その住所又は居所を変更する必要がある場合に、受給資格者本人とその家族（その者により生計を維持されている同居の親族）の移転に要する費用が支給されます。

② 要件

事業所または訓練施設への通勤（所）時間が往復四時間以上であること等、ハローワークが住所・居所の変更が必要であると認めること等の要件があります。

③ 支給額

移転費（鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、移転料、着後手当の六種類があります。）の支給を受けることができるもの及びその者が随伴する家族について、その旧居住地から、新居住地までの区間の順路によつて計算した額です。

① ⑥ 広域求職活動費

概要

受給資格者等がハローワークの紹介により遠隔地にある求人事業所を訪問し求人と面接等をした場合に支払われるものです。

② 要件

住所所管轄のハローワークから、訪問する求人事業所の所在地を管轄するハローワークの間の距離（往復）が、交通費計算の基礎となる鉄道等の距離で二〇〇キロメートル以上あること等の要件があります。

③ 支給額

一定の計算方法により求めた交通費及び宿泊料が支給されます。

① ⑦ 短期訓練受講費

概要

ハローワークの職業指導により再就職のために必要な職業に関する教育訓練を受け、当該訓練を修了した場合に支給されます。

② 要件

教育訓練を受講する前に、その訓練を受けるためのハローワークの職業指導を受けていること等の要件があります。

③ 支給額

本人が訓練受講のために支払った教育訓練経費（入学金又は登録料と受講料）の二割（上限一〇万円、下限なし）の額です。

① ⑧ 求職活動関係役務利用費

概要

受給資格者等が求人者との面接等（面接のほか、筆記試験の受験、職業相談、職業紹介など求職活動に該当する活動）や、教育訓練を受講するため、子について保育等サービスを利用した場合に支給されます。

② 支給額

保育等サービスの利用のために本人が負担した費用の一部が支給されます。

国際貨物のコンテナ運賃

昨年以来、国際貨物コンテナ不足、輸送遅延が問題となっています。

貨物コンテナはほぼ中国で製造されており、2019年の米中貿易戦争により国際貨物の動きの低下が懸念され、コンテナ生産が4割ほど減少している状況でした。

2020年に入り新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、コンテナ生産工場がストップ、輸送する人員の確保が間に合わないことも重なりコンテナ不足となっています。さらに港湾でも人員の不足からコンテナの荷役作業の遅延などが起こり、船舶とともにコンテナも滞留し、国際貨物の遅延が見られます。

そして2021年に入り、アメリカや中国の経済の回復傾向の中、輸出入の需要が世界的に増加し、国際貨物のコンテナの運賃が急上昇してきています。

2021年6月の横浜からアメリカのロサ

ンゼルスまでの運賃は7,760ドル、日本円換算(110円)すると85万3,600円となっています。2020年6月は1,750ドル(同19万2,000円)でしたから、実に4.4倍強の66万1,100円も価格が上昇しています(公益財団法人日本海事センター、2021年7月27日公表)。

なお、ロサンゼルスから横浜までの運賃は前年比2倍弱(同センター発表)です。

アメリカや中国、ヨーロッパなど世界的なコロナ禍からの財政出動のなか、経済が回復してインフレ傾向にある中で、日本からの輸出は増加傾向にあります。一方、消費が低迷し、輸入が低迷しているとも考えられます。

懸念されるのは、国際貨物コンテナ運賃の上昇などの要因で日本にもウッドショック(木材が品薄で調達困難になり、かつ価格が急激に上昇し、住宅産業や住宅を建てる人に影響)のような資材やモノの価格の急上昇です。

コロナ禍の家計と企業負債

コロナ禍に伴う影響が徐々にデータになって発表されてきています。

日本銀行調査統計局が取りまとめている「資金循環の日米欧比較」の今年8月20日発表資料と同調査の昨年の資料を比較するとマクロ経済の実態が明らかになります。

まず、日本の家計の金融資産は1年間で101兆円増加(2020年は1,845兆円、2021年は1,946兆円)して現在は2,000兆円弱と言われています。原因は、将来の不安から消費を控えたからと思われますが、アメリカでも家計の金融資産も55.3兆ドルから109.6兆ドルと大幅に増えており、家計の動きは同様です。勿論、日本の家計は米国に比べ現金・預金の占める割合が高く、日本企業は銀行借入に依存している構成は変わりません。

一方、日本企業(金融機関除く)の金融負債は1,657兆円から1,862兆円と205兆円増加しており、米国企業においても55.3兆ドルから79.2兆ドルに増えています。

コロナ収束後の回復は「U字」?

コロナ収束後の景気回復はどのように推移するのか、いろいろな意見が出ています。

景気はどういう形で回復するかについては、便宜的に「U字」、「V字」、「W字」等の英文字で説明することができます。UやWのほかジグザグな形を辿るといふ予測で、なかには「V with K」、つまり、K || 二極分化(成長産業と衰退産業

に分かれる)を伴いながら景気は戻るといふ表し方もあります。さて、日本経済はというと、「U字」型であると各種政府サイト、銀行系サイトは予測しています。報道をみると、アメリカや欧米は、景気が結構戻っているとする記事を見ます(V字型回復)が、日本は、回復に時間がかかりそうです。